

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 条例改正の理由

災害救助法の適用を受ける災害が発生した場合、被害の種類及び程度により、災害援護資金の貸付けを行うこととしています。貸付けの際は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）の規定に基づき、据置期間経過後の貸付利率は年3%、償還方法については年賦償還又は半年賦償還、保証人を必置としていましたが、同法及び同法施行令が一部改正されたことに伴い、これらの事項について改正するものです。

2 条例改正の内容

据置期間経過後の貸付利率を年3%以内で規則で定める率（保証人を立てる場合は無利子）とするものです。なお、条例で委任する規則において、据置期間経過後の貸付利率を年1%とし、市民負担の軽減を図ります。併せて同法施行令の改正に伴い、償還方法に月賦償還を加え、保証人を立てるかどうかについては、選択を可能とするものです。

【新旧比較】

	改正後	改正前
貸付利率	年3%以内で規則で定める率 (保証人を立てる場合は無利子)	年3%
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	年賦又は半年賦
保証人の有無	選択可	必置

3 施行日

公布の日。ただし、改正後の条例及び規則の規定は、平成31年4月1日から適用するものです。